

掛川市条例第 1 号

市長等の給料の特例に関する条例をここに公布する。

令和 2 年 2 月 2 6 日

掛川市長

(別紙)

## 市長等の給料の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、財産管理上不適切な取扱いがあったこと等にかんがみ、掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例（平成17年掛川市条例第34号。以下「特別職給料条例」という。）に基づいて支給する市長及び副市長（以下「市長等」という。）の給料の額の減額のための特例を定めるものとする。

(市長等の給料の額の特例)

第2条 市長等が令和2年3月1日から同年5月31日までの期間に支給されるべき給料の額は、特別職給料条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、市長にあつては当該額に100分の30、副市長にあつては当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和2年5月31日限り、その効力を失う。